

## 金融商品仲介業務に従事する従業員等のサービスに関する規則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融商品仲介業者の金融商品仲介業務（以下、「金融商品仲介業務」という。）に従事する役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のサービスの基準、外務員資格等を定めるとともに、従業員等に対する会員の監督責任を明らかにし、投資者の保護と業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融商品仲介行為  
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 2 条第 11 項第 3 号に掲げる行為をいう。
- (2) 金融商品仲介業  
前号に掲げる行為に係る業務をいう。
- (3) 金融商品仲介業者  
定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融商品仲介業者をいう。
- (4) 役員  
法人である金融商品仲介業者の役員のうち、金融商品仲介業務を担当する者をいう。
- (5) 従業員  
金融商品仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該金融商品仲介業者の国内に所在する営業所又は事務所において金融商品仲介業務に従事する者をいう。
- (6) 外務員  
金融商品仲介業者の従業員等のうち、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項の規定により金融商品仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。
- (7) 外務員の職務  
金融商品仲介行為につき、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をいう。

### (法令、規則等の遵守)

第 3 条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等が金融商品仲介業務に従事するに当たっては、法その他の関係法令及び本会の規則に従って、公正かつ適確な業務の遂行に努めさせるものとする。

(禁止行為)

第4条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等が次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

- (1) 受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券（振替投資口を含む。）若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。以下同じ。）について価額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為
- (2) 虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をして勧誘する行為
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (4) 顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (5) 受益証券等を取得することを条件として正会員の利害関係人が顧客に対して信用の供与を行っていることを知りながら、当該顧客に対して当該受益証券等を取得させる行為
- (6) 顧客カード等により知り得た顧客の資力を超える過大な数量の受益証券等の取得の勧誘をする行為
- (7) 顧客の同意を得ずに当該顧客の計算により受益証券等の直接募集又は私募の取扱を行うこと
- (8) 顧客と損益をともにすることを約して勧誘し、又は実行する行為
- (9) 顧客から受益証券等の取得の申込みを受ける場合において、本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該申込みを受ける行為
- (10) 顧客から預託された金銭、保管会社への預託の依頼を受けた受益証券等又は顧客に交付すべき金銭、返還すべき受益証券等及び業務に関する書類を、遅滞なく相手方に引き渡さないこと
- (11) 受益証券等の直接募集又は私募の取扱に関して顧客と金銭又は受益証券等の貸借を行うこと
- (12) 職務上知り得た秘密を漏洩する行為
- (13) 受益証券等の乗換え（現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付けを伴う受益証券等の取得をいう。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと

(不適切行為)

第5条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導、監督しなければならない。

- (1) 顧客の注文内容について確認を行わないまま、当該注文を執行すること。
- (2) 次のイからハまでに掲げるものについて、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
  - イ 有価証券の性質
  - ロ 取引の条件
  - ハ 有価証券の価格の騰貴若しくは下落
- (3) 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- (4) 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。
- (5) その他法令に違反する行為を行うこと。

(違反者に対する処分)

第6条 正会員は、金融商品仲介業務に関し、金融商品仲介業者の従業員等（従業員等であった者を含む。以下同じ。）に法令又は外務員の登録等に関する規則（以下、「外務員規則」という。）第6条又は第4条各号に反する行為若しくは前条に規定する不適切行為があったときは、当該従業員等に対し、違反の内容等に応じた適正な処分を行うものとする。

(事故報告)

第7条 正会員は、金融商品仲介業務に関し、金融商品仲介業者の従業員等に法令又は外務員規則第6条又は第4条各号に反する行為若しくは第5条に規定する不適切行為により顧客に損失を及ぼしたことが判明したときは、直ちに、別紙様式による事故報告書を「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」（以下「投信協会届出管理システム」という。）を用いて本会に提出するものとする。ただし、第5条第1号及び第2号に掲げる不適切行為が過失による場合並びに第3号に掲げる不適切行為についてはこの限りではない。

2 正会員は、前項の報告書により報告した内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、改めてその事情を記載した同項の報告書を投信協会届出管理システムを用いて本会に提出するものとする。

3 正会員は、前二項の規定により提出した報告書の内容について、本会から説明又は証拠書類等の提出を求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。

附 則

この改正は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和3年 月 日）から実施する。